

ご意見等の概要及びご意見に対する協会の考え方

2025年4月2日

	該当条項	ご意見概要	協会の考え方
1	「貸金業者の広告に関する細則」 I. 4.	「指定紛争解決機関の名称及び窓口の表示方法」の改正について、いつまでに表示の変更が必要か。	当該表示は記載例のため修正は任意となりますが、印刷物等であれば次回の改定や刷り直し時、インターネット上の表示は可能な範囲でご対応いただきますようお願い申し上げます。
2	「貸金業者の広告に関する細則」 I. 4.	「指定紛争解決機関の名称及び窓口の表示方法」の改正について、貸金業者の広告における指定紛争解決機関の連絡先の表示は任意となるが、貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-7-2-1(1)②における、指定ADR機関の連絡先の適切な公表としての表示は必要との理解でよいか。	そのような理解で結構です。